



# 大津市公報

平成 25 年 5 月 17 日  
号外 (第 38 号)

発行所 大津市役所  
発行人 大津市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目 次

<b>条 例</b>	
43 大津市議会定例会の回数を定める条例の一部を改正する条例.....	1
44 大津市議会委員会条例の一部を改正する条例.....	1
<b>議 会 規 則</b>	
2 大津市議会会議規則の一部を改正する規則.....	2

## 条 例

大津市議会定例会の回数を定める条例の一部を改正する条例を公布する。  
平成25年 5 月17日

大津市長 越 直 美

### 大津市条例第43号

大津市議会定例会の回数を定める条例の一部を改正する条例  
大津市議会定例会の回数を定める条例（昭和31年条例第17号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条第2項の規定による大津市議会の定例会の回数は、毎年 <u>4回</u> とする。	地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条第2項の規定による大津市議会の定例会の回数は、毎年 <u>1回</u> とする。 <u>ただし、都合によりこれを変更することができる。</u>

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市議会委員会条例の一部を改正する条例を公布する。  
平成25年 5 月17日

大津市長 越 直 美

### 大津市条例第44号

大津市議会委員会条例の一部を改正する条例  
大津市議会委員会条例（昭和31年条例第16号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管） <b>第2条 - 略 -</b> 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 総務常任委員会 10人 ア 政策調整部の所管に属する事項 イ 総務部の所管に属する事項	（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管） <b>第2条 - 略 -</b> 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 総務常任委員会 10人 ア 政策調整部の所管に属する事項 イ 総務部の所管に属する事項 ウ <u>市民病院の所管に属する事項</u>

<p>ウ 消防局の所管に属する事項</p> <p>エ 出納室の所管に属する事項</p> <p>オ 議会、選挙管理委員会、監査委員の所管に属する事項</p> <p>カ 他の常任委員会の所管に属しない事項 教育厚生常任委員会 10人</p> <p>ア 福祉子ども部の所管に属する事項</p> <p>イ 健康保険部の所管に属する事項</p> <p>ウ <u>市民病院の所管に属する事項</u></p> <p>エ <u>介護老人保健施設ケアセンターおおつの所管に属する事項</u></p> <p>オ 教育委員会の所管に属する事項</p> <p>～ - 略 -</p>	<p>エ <u>介護老人保健施設ケアセンターおおつの所管に属する事項</u></p> <p>オ 消防局の所管に属する事項</p> <p>カ 出納室の所管に属する事項</p> <p>キ 議会、選挙管理委員会、監査委員の所管に属する事項</p> <p>ク 他の常任委員会の所管に属しない事項 教育厚生常任委員会 10人</p> <p>ア 福祉子ども部の所管に属する事項</p> <p>イ 健康保険部の所管に属する事項</p> <p>ウ 教育委員会の所管に属する事項</p> <p>～ - 略 -</p>
---	---

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

**議 会 規 則**

大津市議会会議規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年 5 月 17 日

大津市議会議長 横 田 好 雄

**大津市議会規則第 2 号**

大津市議会会議規則の一部を改正する規則

大津市議会会議規則（昭和31年議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（一事不再議）</p> <p><b>第15条</b> 議会で議決された事件については、同一会期中は再び提出することができない。</p>	<p>（一事不再議）</p> <p><b>第15条</b> 議会で議決された事件については、同一会期中は再び提出することができない。<u>ただし、事情の変更があったときはこの限りでない。</u></p>

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。